

のいち

文責：山岡大二

● 学校教育目標
笑顔と「ありがとう」があふれる学校

● めざす子供像
よくきく子 なかよくする子 がんばる子



未来に向かって希望にあふれる新年となりますように!

2022年もあとわずかととなり、学校では最も長い学期である2学期が終了しようとしています。思えば、この1年も「新型コロナウイルス」に振り回された年でありました。5月の運動会が秋に延期になったり、12月に予定していた「のいちっ子学習発表会」が1月に延期になったりするなど、一部行事等の変更・中止を余儀なくされました。しかし、子供たちは特に動揺することなく元気に学習活動に取り組んでいました。様々な状況に対応する力も育ってきているのかなと感じたことでした。

さて、新型コロナウイルスの感染については、年末年始を控えまだまだ警戒が必要ですが、社会全体も「ウィズコロナ」の認識のもと、工夫した活動が営まれています。子供たちにも、新たな気持ちで未来に向かっての目標や希望がもてる1年にしてもらいたいと願っています。そのために、私たち教職員一同は、改めて襟をただし、子供たちが「楽しい」と実感できる授業や学級・学校づくりに努めてまいります。

保護者の皆様、児童の皆さんには、どうか、よいお年をお迎えくださいますよう祈念申し上げます。



のいちを元気に! 「ちんどん」が復活!



「どうして、のいち駅のキャラクターは『のいちちんどんまん』なの?」そんな疑問から始まった3年1組の総合的な学習。地域の田中淳一さんからちんどんの歴史をお聞きし、「楽しそう! 私たちもやってみよう!」と学習が広がっていきました。保護者や地域の方々に協力していただき、様々な場所で「ちんどん」を披露することができました。みなさん、楽しんで頂けましたか?

11月13日に行われました「ものべがわフェスタ2022」で初披露。あいにくの雨でしたが、たくさんの拍手を頂きました。

最後の仕上げは野市保育所でした。子供たちは大喜びしてくれました。アンコールをいただきましたっぷりと披露することができました。

濱田市長さんにも見て頂きました。とても喜んでくださり、「地域を元気にする取組を復活してくれてありがとう。私もやってみよう。」というコメントも頂きました。

(市役所にて記念写真)

お世話になった田中さん



人権参観日・愛校作業、ありがとうございました!



1年「ふわふわ言葉とちくちく言葉」



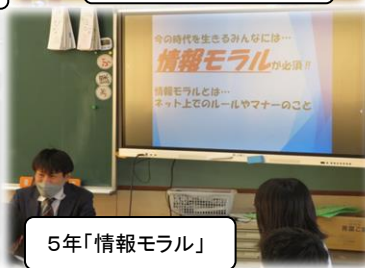
2年「仲間づくり活動」



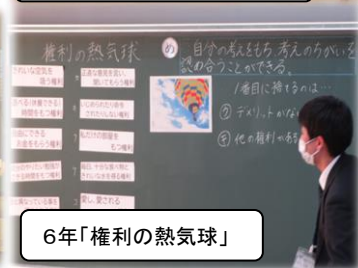
3年「ポッチャ(仲間づくり)」



4年「あなたはどっち?」



5年「情報モラル」



6年「権利の熱気球」

11月15日(火)人権参観日・愛校作業を行いました。各学年とも「人権」をテーマに、言葉や行動の大切さやモラル・権利について学びました。また、実際の活動を通して仲間づくりも行いました。授業参観終了後は、PTA学年部さんを中心に日頃清掃できない所を保護者の皆さんと一緒にきれいにすることができました。お忙しい中、ご協力心より感謝申し上げます。

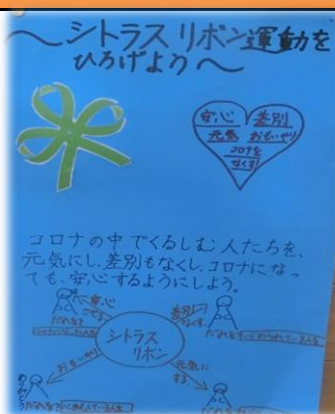


シトラスリボン運動を広げよう

町Pバレーボール大会 第2位!!

人権参観日によせて、子供たちにシトラスリボンを配りました。これは、本校児童も在籍している香南ケーブルTVの「香南っ子映像倶楽部」の皆さんの呼びかけから実現しました。

このリボンには、コロナ禍の中にもいなくても、みんなが心から暮らしやすいと感じられる社会を一緒に目指そうというメッセージが込められています。香南市商工会女性部の皆さんが、心を込めて作ってくださっているこのリボンを大切にしていきます。



11月5日(土)県立野市青少年センターにおいて町Pバレーボール大会が開催されました。あいにく新型コロナの影響もあり、例年より参加チームは少なくなりましたが、野市小チームは堂々の第2位(2位に同率チームがありジャンケンにて勝利)となりました。研修部の方々をはじめ、ご協力いただきました皆様ありがとうございました。



交通ルールを守って自転車に乗りましょう！

道路の通り方や自転車の乗り方など、交通安全については、機会あるごとに子供たちに話をして注意喚起を促していますが、残念ながら、地域の方から道路の横断や自転車の乗り方についてご指摘を受けることがなくなりません。

交通ルールを守ることによって自分の命を守ることが第一ですので、冬休みを迎えるにあたって、再度意識向上を図っていきたいと思っています。しかし、交通ルールを守っていても危険な目に遭うこともあります。警察庁によりますと去年までの5年間に自転車事故で死亡した2145人のうち6割近くが、頭部に致命傷を負っているそうです。ご存じのとおり来年4月からは、自転車に乗る全ての人に、ヘルメット着用が「努力義務」になります。高知県警察本部交通部交通企画課の資料を掲載していますので、このような機会にぜひご覧になっていただき、ヘルメット着用の大切さをご家庭でも話をしてあげてください。

【配布用】

高知県警察本部交通部交通企画課

自転車交通安全教育の時間 令和4年11、12月号（第87号）

Traffic Safety News



自転車安全利用五則が新しくなりました!!



自転車が守らなければならないルールのうち、特に重要な5つをとりあげた『**自転車安全利用五則**』が、今年の11月1日から新しくなりました！

自転車を利用する時はこれらのルールを思い出し、安全・安心に、自転車を利用するようにしましょう。

① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



- 例外的に歩道を通行する場合は、車道寄りを行きましょう。
- 歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しましょう。

自転車が歩道を通行してよいのは…

- ① 道路標識や道路標示で通行できることとされているとき。

「歩道の自転車通行可」



- ② 児童、幼児、70歳以上の者または車道通行に支障がある身体障害者が運転をしているとき。

- ③ 車道または交通の状況に照らして、通行の安全を確保するために、歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



信号は必ず守りましょう！

「一時停止標識」



一時停止し、左右の安全確認をしましょう。

③ 夜間はライトを点灯

ライトを点灯させると…



- ① 道路前方の情報を収集することができます！
- ② 周りの車両・歩行者に自分の存在を知らせることができます！

④ 飲酒運転は禁止



アルコールは“少量”でも、運転に必要な脳の機能を低下させます！
そして、せつらん

お酒は20歳になってから！



⑤ ヘルメットを着用

重要ポイント!!



令和4年4月27日に改正道路交通法が公布され、公布から1年以内に**すべての自転車利用者**のヘルメット着用が**努力義務化**されます！